

**春の地域安全運動**  
飲酒運転は絶対に「しない、させない、ゆるさない」

例年、春の開花期には、開放的な気分になるとともに、行楽シーズンを迎えて少年非行や空き巣などの侵入犯罪の多発が懸念されます。また、高齢者を対象としたうそ電話詐欺や悪質商法事犯も依然として後を絶たない状況にあることから、本運動を通じて防犯意識の高揚を図り、各種犯罪の発生を抑制します。

▼期間  
4月29日(日)～5月8日(火)

▼重点

- ① 空き巣等侵入犯罪の防止
- ② うそ電話詐欺、悪質商法等の被害防止
- ③ 自転車・オートバイなど乗り物盗の防止
- ④ 子ども・女性を対象とした各種犯罪の防止
- ⑤ 少年非行の防止

**神室ダムサイレン吹鳴**

神室ダムの管理演習を行います。金山川沿いの各警報局においてサイレンを数回鳴らしますので、火災などと同様に聞こえませんがご理解ください。※気象状況によって中止する場合がありますので、「ご」承ください。

▼日時 4月20日(金)  
9時～17時

▼会場 最上総合支庁 河川砂防課  
☎29-1410

**協会けんぽの保険料率が変わります**

平成30年3月(4月納付分)から次の通り保険料率が改定されます。

- ▼健康保険料率
- 9.99% → 10.04%
- ▼介護保険料率
- 1.65% → 1.57%

▼会場 全国健康保険協会 山形支部  
023-1629-17226

**山形県看護協会「健康まつり」**

▼日時 5月12日(土)  
10時～15時

▼場所 山形県看護協会会館

▼内容 ①1日まちの保健室(測定・相談・体験コーナー、白衣を着ての記念撮影など)  
②講話等(認知症予防の簡単体操など)

▼費用 参加費無料  
▼会場 山形県看護協会  
☎023-1685-8033

**各種就学資金の貸し付け**

▼対象資格 ①介護福祉士  
②保育士

**「がん相談センター」へご相談を**

相談員があなたに合った「がんとの向き合い方」を一緒に考えます。

▼日時 週5日(月～金)  
10時～15時 ※通話料無料

▼窓口 週3回(火・水・木)  
10時～15時 ※要予約  
▼会場 やまがた健康推進機構内  
がん総合相談支援センター  
☎0800-1800-18230

**陸上自衛隊第6師団創立記念行事**

▼日時 4月15日(日)  
8時～15時

▼会場 陸上自衛隊 神町駐屯地

▼内容 ※当日は駐屯地を一般開放  
観閲式、観閲行進、戦闘訓練展示、オートバイドリル、装備品展示、体験搭乗など

▼費用 入場無料  
▼会場 第6師団司令部広報室  
0237-148-1151

**山形曹洞宗青年会から寄附金**

山形曹洞宗青年会最上支部寒修行会参加者同(田中裕道代表)より、寒修行で托鉢された浄財の寄附の申し出がありました。これを受けて寄附者の意志に基づき、町社会福祉協議会に19,533円をご寄附いただきました。ありがとうございました。

**後期高齢者医療保険料の保険料率が変わります**

▼会場 山形県後期高齢者医療広域連合 ☎0237-84-7100  
役場健康福祉課 医療介護係 ☎52-2111 (内線269)

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療費などの推計をもとに、2年ごとに見直しを実施しています。保険料率の詳細は、7月に保険料額決定通知書とともに送付されるリーフレットに記載されます。

平成30・31年度の保険料率が次のとおり改定されます。

	平成28・29年度	平成30・31年度
所得割率	8.58 %	8.01 %
▶ 所得に応じて負担していただく分を算定する際の率		
均等割額	4万1,700円	4万1,100円
▶ 加入者が公平に負担していただく分		
賦課限度額	57万円	62万円
▶ 年間保険料の最高額		

国の制度見直しにより、保険料の軽減特例が次のとおり変わります。

	平成29年度	平成30年度
所得割保険料の軽減	2割軽減	軽減なし
▶ 加入者本人の所得金額が91万円以下の場合		
均等割保険料の軽減	7割軽減	5割軽減
▶ 職場の健康保険などの被扶養者だった方		

※前年の所得により均等割保険料の軽減対象に該当する場合があります。

**4月16日⑩～22日⑩は『春季火災予防運動』**

▼会場 火事と救急・救助は ▶ ☎119 消防に関する相談事は ▶ ☎52-2913 / ☎22-7521  
消防情報サービス(災害の問い合わせ等) ▶ ☎0180-99-2345

＼4月16日～22日の期間は、朝夕7時に各地区のサイレンが鳴ります／

▼住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

《3つの習慣》

- ①寝たばこは絶対やめる
- ②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- ②寝具・衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する
- ③火災を小さいうちに消すため住宅用消火器を設置する

《4つの対策》

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

**春季消防演習**

▼期日 4月29日(日) 昭和の日  
▼場所 町民グラウンド、七日町通り、金山川河川敷  
▼内容 8時30分 演習開始  
9時30分 アトラクション  
11時10分 分列行進  
11時50分 一斉放水  
▼会場 町民税務課 暮らし安全係  
☎52-2111 (内線246)